



9月20日から10月19日まで「きのこ中毒予防月間」です

過去10年間に県内で有毒きのこの誤食を原因とする食中毒は9件発生しています。

そこで、例年発生が集中している1ヶ月間を「きのこ中毒予防月間」として定め、下記のとおり、きのこ中毒防止に関する知識を普及啓発し、きのこ中毒の防止を図ります。

1 実施期間

令和6年9月20日(金)から令和6年10月19日(土)まで

2 きのこ勉強会

下表のとおりきのこ勉強会を実施しますので、ご活用ください。
受付時間は、**毎回13時から14時**になります。

日時	場所
9月20日(金)	木曾合同庁舎 201号会議室
10月7日(月)	木曾合同庁舎 201号会議室

木曾合同庁舎：木曾郡木曾町福島 2757-1
電話：0264-25-2235

※きのこ鑑別相談は終了しました。

勉強会では、参加者が持ち寄ったきのこがあれば実物を使って鑑別のポイントを説明します。

3 有毒きのこによる食中毒予防のポイント

- わからないきのこは採らない、食べない、売らない、人にあげない。
- 食べられるきのこの特徴を完全に覚える。
(毎年採って食べているきのこでも、同じ時期や場所に、類似した毒きのこが生えている場合がありますので、よく確認する。)
- 誤った言い伝えや迷信を信じない。
 - × 「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」
 - × 「ナスと一緒に煮ると毒消しになる」 など

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

木曾保健福祉事務所(保健所)食品・生活衛生課

担当 茨木、細江

電話 0264-25-2235(直通)

0264-25-2231(代表)内線 2231

FAX 0264-24-2276

E-mail kisoho-shokusei@pref.nagano.lg.jp